

日本小学生バドミントン連盟 慶弔規程

平成 20 年 5 月 17 日施行

(目的)

第 1 条 日本小学生バドミントン連盟役員並びに関係団体にかかわる慶弔については、この規程に定めるところによる。

(慶事)

第 2 条 慶事にかかわる事項は次のとおりとする。

- (1) 役員及び役員経験者の叙勲・褒章
- (2) 関係団体の慶事

第 3 条 慶事に対し次の事項について理事長が総合的に判断し贈るものとする。

- (1) 会長名祝電
- (2) お祝いの花
- (3) 記念品
- (4) お祝い(お礼)金

(弔事)

第 4 条 弔事にかかわる事項は次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 役員の配偶者
- (3) 関係団体の弔事

第 5 条 弔事に対し次の事項について理事長が総合的に判断し贈るものとする。

- (1) 会長名供花
- (2) 会長名弔電
- (3) 香典

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は常任理事会の承認を得なければならない。